

免許番号 区第505号

漁場の位置 たつの市御津町室津地先

漁場の区域 次の点A、C、D及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

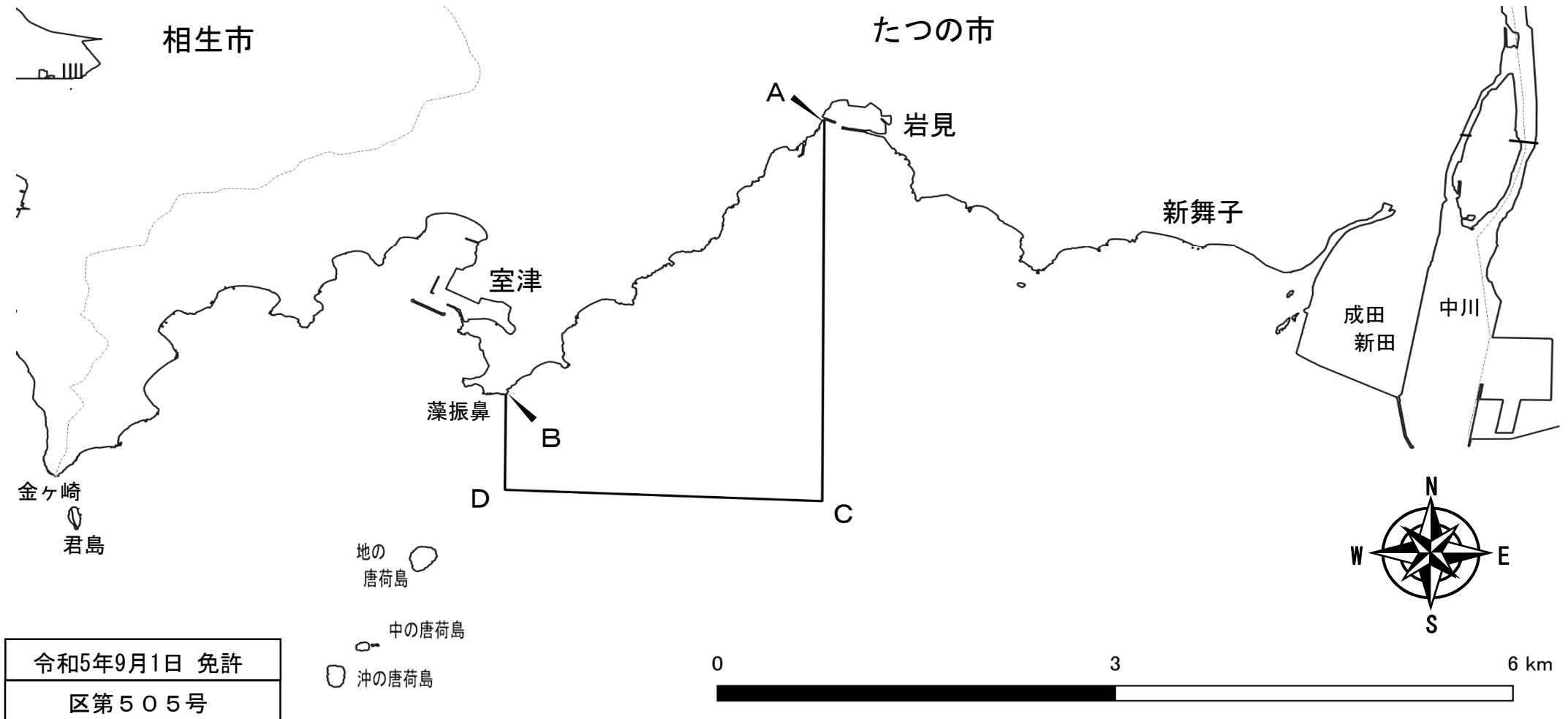
点の位置

A たつの市御津町岩見漁港西防波堤基部（北緯34度46.89分、東経134度31.57分）

B たつの市御津町室津藻振鼻南端（北緯34度45.67分、東経134度30.28分）

C 北緯34度45.20分、東経134度31.57分

D 北緯34度45.25分、東経134度30.28分



令和5年9月1日 免許
区第505号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	たつの市御津町室津493番地の2地先 室津漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第505号		摘 要	